

資料 5 5 - 1

郵便業務管理規程の変更の認可について

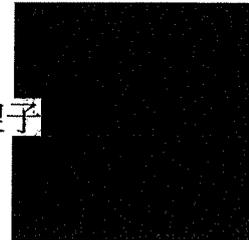
(諮問第1166号)



諮問第 1166 号
平成 30 年 3 月 29 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子



諮 問 書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、別添のとおり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 70 条第 1 項の規定に基づく郵便業務管理規程の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 3 項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第 1 項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第70条第3項第1号）	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。（法第70条第3項第2号）	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。（法第70条第3項第3号）	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。（法第70条第3項第4号）	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。（法第70条第3項第5号）	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
その他総務省令で定める基準に適合するものであること。（法第70条第3項第6号）		
郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。（郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号。以下「省令」という。）第32条第8項第1号）	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。

審査基準	審査結果	理由
<p>法第6条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。(省令第32条第8項第2号)</p>	適	<p>郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。</p>
<p>郵便切手等の種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を発行することが定められていること。(省令第32条第8項第3号)</p>	適	<p>郵便切手等の種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を発行することが定められている。</p>
<p>郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。(省令第32条第8項第4号)</p>	適	<p>郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。</p>



2017-日郵事第84号
2018年2月23日

総務大臣

野田 聖子 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山 邦男

郵便業務管理規程の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第70条第1項の規定に基づき、郵便業務管理規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 郵便業務管理規程
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2018年5月1日
- 3 変更を必要とする理由
郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第32条第8項第3号が改正されたことに伴い郵便業務管理規程の変更を行う必要があるため。

郵便業務管理規程新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正														
<p>(郵便切手類の発行)</p> <p>第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この章において「郵便切手類」という。）は、<u>次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがあるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便切手</td> <td><u>1、2、3、5、10、20、30、50、52、62、70、82、90、92、100、110、120、130、140、205、280、310、500、1、000</u></td> </tr> <tr> <td>郵便葉書の料額印面</td> <td><u>52、62</u></td> </tr> <tr> <td>国際郵便葉書の料額印面</td> <td><u>70</u></td> </tr> <tr> <td>郵便書簡の料額印面</td> <td><u>62</u></td> </tr> <tr> <td>航空書簡の料額印面</td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td>特定封筒の料額印面</td> <td><u>180、360、510</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	金 額	郵便切手	<u>1、2、3、5、10、20、30、50、52、62、70、82、90、92、100、110、120、130、140、205、280、310、500、1、000</u>	郵便葉書の料額印面	<u>52、62</u>	国際郵便葉書の料額印面	<u>70</u>	郵便書簡の料額印面	<u>62</u>	航空書簡の料額印面	<u>90</u>	特定封筒の料額印面	<u>180、360、510</u>	<p>(郵便切手類の発行)</p> <p>第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この章において「郵便切手類」という。）は、<u>その種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で発行するものとする。</u></p> <p>2 <u>会社が発行する郵便切手類の種類は、次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>郵便切手</u> (2) <u>郵便葉書の料額印面</u> (3) <u>国際郵便葉書の料額印面</u> (4) <u>郵便書簡の料額印面</u> (5) <u>航空書簡の料額印面</u> (6) <u>特定封筒の料額印面</u> <p style="text-align: center;">附 則（平成※※年※※月※※日 2017-日郵事第※※※号）</p> <p>この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。</p>
種 類	金 額														
郵便切手	<u>1、2、3、5、10、20、30、50、52、62、70、82、90、92、100、110、120、130、140、205、280、310、500、1、000</u>														
郵便葉書の料額印面	<u>52、62</u>														
国際郵便葉書の料額印面	<u>70</u>														
郵便書簡の料額印面	<u>62</u>														
航空書簡の料額印面	<u>90</u>														
特定封筒の料額印面	<u>180、360、510</u>														

郵便業務管理規程の 変更の認可について

平成30年3月29日
総務省

第1 郵便業務管理規程について

1 郵便業務管理規程とは

郵便業務管理規程とは、郵便のユニバーサルサービスと信書の秘密を確保するために必要な事項等を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第70条第1項により、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）は、郵便業務管理規程を定めることになっている。

○郵便業務管理規程に記載する事項（法第70条第2項）

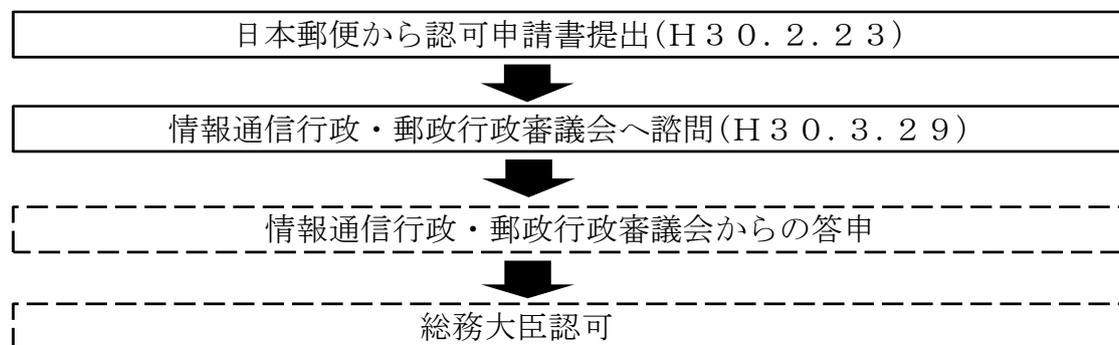
- ①郵便の業務の管理に関する事項
- ②郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受の方法
- ③郵便物の配達の方法
- ④上記②③のほか、郵便物の送達の方法
- ⑤総務省令で定める事項
 - ・法第6条の重要な郵便物に関する事項
 - ・郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に関する事項

2 総務大臣の認可

郵便業務管理規程は、国民生活・経済に与える影響が大きいことから、法第70条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている（変更の場合を含む）。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は郵便業務管理規程の認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便からの申請内容

1 概要

日本郵便が、現在、郵便業務管理規程において郵便切手類の個別金額の一覧を定めているところ、手続の簡素化のためその削除を行うもの。

2 変更する理由

郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第32条第8項第3号が改正されたことに伴い、日本郵便において、郵便業務管理規程の変更を行うもの。

3 実施予定期日

平成30年5月1日（火）

※ 郵便法施行規則第32条第8項第3号の改正（平成29年3月31日）

改正前	改正後
(郵便業務管理規程の認可基準) 第三十二条（略） 2～7（略） 8 法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 <u>郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。</u> 四（略）	(郵便業務管理規程の認可基準) 第三十二条（略） 2～7（略） 8 法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 <u>郵便切手等の種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を発行することが定められていること。</u> 四（略）

※ 今回の郵便業務管理規程の変更

変更前（現行）	変更後（案）
(郵便切手類の発行) 第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この章において「郵便切手類」という。）は、 <u>次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがあるものとする。</u>	(郵便切手類の発行) 第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この章において「郵便切手類」という。）は、 <u>その種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で発行するものとする。</u>

単位：円	
種類	金額
郵便切手	1、2、3、5、 10、20、 30、50、 52、62、 70、82、 90、92、 100、110、 120、130、 140、205、 280、310、 500、 1,000
郵便葉書の料額印面	52、62
国際郵便葉書の料額印面	70
郵便書簡の料額印面	62
航空書簡の料額印面	90
特定封筒の料額印面	180、360、 510

2 会社が発行する郵便切手類の種類
は、次のとおりとする。

- (1) 郵便切手
- (2) 郵便葉書の料額印面
- (3) 国際郵便葉書の料額印面
- (4) 郵便書簡の料額印面
- (5) 航空書簡の料額印面
- (6) 特定封筒の料額印面

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。(法第70条第3項第1号)	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。(法第70条第3項第2号)	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。(法第70条第3項第3号)	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。(法第70条第3項第4号)	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。(法第70条第3項第5号)	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。
その他総務省令で定める基準に適合するものであること。(法第70条第3項第6号)		
郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号。以下「省令」という。)第32条第8項第1号)	適	郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。

審査基準	審査結果	理由
<p>法第6条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。(省令第32条第8項第2号)</p>	適	<p>郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。</p>
<p>郵便切手等の種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を発行することが定められていること。(省令第32条第8項第3号)</p>	適	<p>郵便切手等の種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を発行することが定められている。</p>
<p>郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。(省令第32条第8項第4号)</p>	適	<p>郵便切手類の個別金額の一覧を削除するものであり、左記基準に係る変更はない。</p>

參考資料

年賀葉書の料金の改定

○ 改定の内容

平成31年用の年賀葉書の料金を、通常の葉書と同額（62円）に統一するもの。

	改定前	改定後
年賀葉書の料金	52円	62円

<参考（経緯）>

平成29年6月 1日 郵便料金の改定（第二種郵便物（年賀葉書を除く）等）

平成30年2月23日 日本郵便株から年賀葉書の料金変更の届出

<参考（年賀状の引受通数の推移）>

年用	引受通数	対前年度増減
H25	26.1億通	▲2.4%
H26	25.3億通	▲3.1%
H27	24.3億通	▲3.9%
H28	23.5億通	▲3.3%
H29	22.4億通	▲4.8%
H30	21.0億通	▲6.2%

※H30は速報値。

<参考（平成30年用年賀葉書の料金適用期間について、日本郵便が実施した主な周知施策）>

- ・郵便局での声掛けや周知用チラシの手交
- ・ポスト等への周知用ステッカーの貼付
- ・配達時における注意喚起チラシの配布
- ・テレビCMによる注意喚起 等

● 参照条文

○郵便法（昭和22年法律第165号）

（郵便業務管理規程）

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 郵便の業務の管理に関する事項
- 二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- 三 郵便物の配達の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
- 五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

- 一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。
- 三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。
- 四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。
- 五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。
- 六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二・三 （略）

○郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）

（郵便業務管理規程の記載事項）

第三十一条 法第七十条第二項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六条の重要な郵便物に関する事項
- 二 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下「郵便切手等」という。）に関する事項

（郵便業務管理規程の認可基準）

第三十二条（略）

2～7（略）

8 法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。
- 二 法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。
- 三 郵便切手等の種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を発行することが定められていること。
- 四 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。